



広報

～文教のまち西原～

にしはら

2006年

4

No.410



サクランボの実ができました。 もう春ですね…

いよいよ、4月。もう春ですね。春はいろいろ新しいことが始まるスタートの季節。

進学の準備を進めている学生のみなさんや、今月から働き始める新社会人のみなさんは、これからスタートする新しい生活に夢と希望をいだいて、胸をワクワクさせている頃だと思います。

さわやかな春風を肌に感じながら、元気で気持ちのいいスタートを切ってくださいね！

主な目次

平成18年度施政方針……2～11頁
まちの話題……12～14頁
介護保険制度改正……18頁
人間ドック受診者募集……22頁
お知らせでーびる……24～26頁
図書館だより……28～29頁

町の世帯・人口 (平成18年2月28日現在)

	前月比
世帯数	12,057世帯 (+ 10)
人口	33,790人 (+ 59)
男	16,975人 (+ 17)
女	16,815人 (+ 42)

現地案内所開設中！ 毎日午後

東崎住宅用地 好評分譲中！

【現地案内所】

(お気軽にお越し下さい。)

TEL. 098-944-0054

PM 1:00～PM 6:00



販売状況
平成18年3月24日現在
済 売却済

分譲価格

坪単価	坪単価	坪単価	坪単価	坪単価
16万円台	17万円台	18万円台	19万円台	20万円台

国際交流会・英語でショッピング!



英語で買い物をする児童たち

2月24日、西原東小学校（櫻井アヤ子校長）で、県内各地から集まった国際交流員と同小学校5、6年生児童との国際交流会が開かれました。

これは、本町で開催された国際交流員担当者会議の一環として、町内小学生と交流を深めようといわれたものです。

交流会では、本町の国際交流員である宮平リンさんの指導のもと、英語を使って買い物をするショッピングゲームが行われました。

子ども達は、習った英語で外国人の店員とやりとりをしながら、楽しそうに買い物をしていました。

「にしはるはるさー隊」が運営委員長賞を受賞

町主催の「農業体験！カレープロジェクト」の体験メンバーで組織する「にしはるはるさー隊」が、このほど、東京で行われた「第1回子どもファームネット活動コンクール」のかべ新聞の審査において第3位にあたる運営委員長賞を受賞しました。

同隊は、昨年11月にジャガイモ・ニンジン・玉ねぎを植えた「三食畑」での活動の報告をかべ新聞にまとめました。

代表で参加した崎山さつきさん（坂田小6年）と新垣芳志乃さん（西原小6年）は「全国の友達と意見交換できたのがうれしかった」と喜びの報告をしていました。



受賞を喜ぶ（左から）崎山さつきさんと新垣芳志乃さん

生活研究会の ま～さいび～んどお



今月のMENU

黒糖カステラ

◆材料

強力粉……………200g
重曹……………4g
黒糖(粉)……………100g
スキムミルク……………大さじ2
水……………200cc

◆作り方

①小麦粉は重曹とよくふるっておく。
②ボールに小麦粉、スキムミルク、黒糖、水を加えて混ぜる。
③バットにサンニンの葉を敷き、薄く油を塗って②の生地を流し、黒ごまを上に散らす。
④蒸し器にバットを入れ、強火で30分～35分蒸す。

※「生活研究会とれたて朝市情報」毎週水曜・土曜の朝9時30分ごろからJAおきなわ西原支店前で「青空市」を開催。地元の新鮮な農作物や加工品を格安で販売中。



施政方針を述べる新垣町長

主人公は町民 町民参画による 健康で活力のある まちづくり

3月9日の平成18年第1回西原町議会定例会で、新垣町長が述べた平成18年度の施政方針は次のとおりです。



町の花・ブルーゲンピリア



町の木・ガジマル



町花木・サワフジ

はじめに

本日ここに、平成十八年第一回西原町議会の定例会開会に当たり、今議会でご審議していただく平成十八年度予算案をはじめ、条例その他の諸議案の説明に先立ち、町政運営に当たって、私の基本姿勢及び今般の財政事情並びに主要施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、平成十七年度の町政運営については、厳しい経済環境ながら全体として順調に執行することができまして衷心より感謝申し上げます。

さて、私は平成十七年度、議員をはじめ、町民各位の激励とご理解、ご協力を賜り、行政を進めて参りましたが、就任以来一貫して「反戦平和」、「町民参画」、「活力のあるまち」を基本姿勢にして参りましたが、今後とも、その姿勢を堅持し、「文教のまち西原」建設のため、町政運営に当たっては、地方自治の本旨に則り、

一、平和憲法を礎に西原町非核反戦平和都市宣言、平和条例、「反戦平和」のまちづくり

二、地方分権にふさわしい町民対話を主とする、「町民参

画」のまちづくり

三、人材育成の活用による、「活力のある」まちづくり

を基本姿勢に、町政の改革・発展に努めて参ります。今後とも、この基本姿勢を堅持し、誠心誠意町政運営に当たっていく決意であります。

今日、我が国を取巻く国際情勢は、冷戦終結後の民族や宗教等による民族紛争や、イラクを含むテロとの戦いは、依然として続いており、イラクの戦後復興、北朝鮮における核疑惑・拉致問題を話し合う6ヶ国協議の先行きの不透明感に加え、中国の東シナ海における油田開発問題等、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、米国は、国際的な安全保障環境の変化に対応する為、世界的規模で米軍再編を進めており、沖縄を含む在日米軍基地の再編についても、日米両政府の協議の下、中間報告がなされたところであります。

一方、国内においては、人口が戦後初めて減少に転じるなど、本格的な少子高齢化の時代を迎え、財政の健全化や、郵政民営化、政府系金融機関の見直しなどの構造改革が進められております。経済面では、長期の景気低迷が続きま

したが、最近ようやく国内景気は株価の上昇など緩やかに回復しておりますが、世界的な原油価格の動向が国内経済に与える影響について懸念されております。

本県経済については、観光産業が引き続き好調を維持し、景気回復を底上げしていることや、個人消費の伸びもあって、全体として回復基調にあると言われておりますが、若年者の雇用情勢は依然として厳しい状況下にあることから、引き続き産業振興は大きな課題であります。

他方、国と地方においても、三位一体改革など地方分権改革が進められており、地方自治体においては市町村合併の推進や行財政改革など積極的な取組みが求められております。地方分権による事務量が增大する中で、十分な税源移譲が伴わず、年々削減される交付税や国庫支出金等により厳しい財政運営が続いております。

特に、平成十六年度からスタートした「三位一体の改革」は、平成十八年度で最終年度を迎えておりますが、現実には大幅な歳入不足に陥り、経常経費の抑制はもとより、事業の見直し等、厳しい予算編成を強いられ、住民サービ

スの低下が予想されます。

このような厳しい財政状況の中で、本町の平成十八年度一般会計予算総額は対前年比〇・九％減となっており、更なる行財政改革が求められております。

以上、町政運営の基本姿勢及び財政事情を申し上げますが、次いで平成十八年度主要施策の概要を申し上げます。

1 平和事業の推進

戦後六〇年が経過した今日、不発弾の処理や遺骨収集など、いまだに戦後の後遺症を引きずっております。特に、去る沖縄戦では県民約十数万人が犠牲になり、本町においては住民の約半数近くの尊い命と多くの財産、そして貴重な文化遺産や自然を失いました。このようなことから、私は平和の問題については、町政の最重要課題として位置づけ、どのような大義があっても戦争そのものは破壊と殺戮だけであることを知っております。あの忌まわしい沖縄戦の悲劇を忘れることなく、「命どう宝」を後世に語り継ぎ、平和な社会建設に努めていくことが何より優先すべきものと考えております。

これまで継続事業である平

2 地域福祉の充実

障害者や高齢者、児童等を含む全ての町民が生きがいのある豊かな生活を送ることが出来る明るい住みよい社会を実現するために、保健・医療・福祉の調和のとれた総合的な地域福祉の充実に努めます。

(1) 老人福祉

本町の高齢者人口は、ゆるやかながらも年々増加の傾向にあることから、高齢化社会の将来像を見据え、平成十七年度に見直された「ことぶきプラン二〇〇三」に基づき、各種老人福祉サービスの充実強化に努めます。

また、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れるよう、その支援に向けていいあんべー家を拠点に、全町的ないいあんべー共生事業の充実強化に努めます。そして、寝たきりの高齢者を介護している家族に対し、介護用

品の支給を行います。

また、高齢者が生き生きとしたライフステージを実現できるよう健康づくりと生きがい対策を図るため、町老人クラブ連合会や町単位老人クラブへの補助金を交付することにも、本格的な高齢化社会を迎え、豊かで活力に満ちた地域社会を維持していくため、高齢者が培ってきた知識と経験を生かし、希望に満ちた社会参加を進めている町シルバ―人材センターの支援を図ります。

(2) 児童・母子(父子)福祉

次世代を担う子ども達が健康やかに生まれ育つことは国民すべての願いであります。しかし、子ども達を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化等によって大きく変貌してきております。

このような中、子育てを支援し安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、平成十六年度に策定された「町次世代育成支援行動計画」に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めてまいります。

そして、子育てと就労の両立支援策として保育に欠ける乳幼児の適切な入所の実施を

図るため、既設保育園及び分園整備による入所定員の拡大を行い、待機児童の解消を推進し、多様な保育ニーズへの適切な対応を図ります。

さらに、児童虐待に対しては適切な窓口相談等に努めるとともに平成十七年度に設置された要保護児童対策地域協議会のもと、関係機関との連携を密にし適切な支援を行います。

(3) 障害児(者)の福祉

すべての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加活動することのできるまちづくりを続けていくことが重要だと考えます。そのようなことから、障害をもつ町民に暮らしやすい社会を目指して策定された町障害者福祉計画「ほのほのプラン」及び今年度策定予定の「障害福祉計画」にもとづき、各種の生活支援の推進並びに障害福祉の充実強化に努めます。

また、生活環境のバリアフリー化についても、県の福祉のまちづくり条例等の啓発・広報活動を推進し、障害者の社会参加促進を図ってまいります。そして、町主催の事業等における手話通訳の配置を引き続き行い、障害者の地域生

活を支援します。

(4) ボランティア活動の推進

町民の多種多様なニーズに対応した活力あるふれあいのまちを築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりが重要になってきております。そこで、平成十二年度から平成十六年度まで町社会福祉協議会が「ふれあいのまちづくり事業」の県指定を受け、ボランティア活動の基盤整備を図ってきましたが、平成十八年度も同事業の継続を支援し、地域福祉の推進に意欲的に取り組んでまいります。そして、平成十七年度、同協議会で策定された第二次町地域福祉活動計画をふまえ、ボランティアセンター、ボランティア連絡会の機能充実強化を図るとともに、見守り活動、友愛訪問交流会等、小地域ネットワーク事業の充実・拡大に向けて支援します。

3 保健医療の充実強化

車社会による運動不足や、食習慣の欧米化等、生活様式の変化、さらには喫煙や飲酒等により、沖縄県男性の平均寿命が全国第二十六位に転落し、

また、女性の平均寿命も全国第一位を保っているものの、長寿県沖縄の地位が脅かされている状況の中で、本町においても緊急に生活習慣病等の対策が求められております。

本町ではこれまで、基本的な予防対策である各種検診や健康教育等を実施してまいりました。特に肥満が生活習慣病の温床になっていることから、肥満対策を重点的に行う必要があります。そこで、食生活改善を推進する「食生活改善推進員」と、町保健体育課との連携した健康づくり「ウォーキング教室」等の健康づくり運動を強力に推進するとともに、栄養に関する教育及び技術指導を行い、生活習慣病を予防するための成人保健事業の充実強化に努めます。

更に、ライフステージ別に応じた食生活講座を実施し、学校や地域等と連携した健康づくりを推進してまいります。

また、町民が主体となった健康づくり活動や総合的な健康づくり対策を盛り込んだ『健康にしはら21』を推進し、「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に、各種検診の受診率の向上に努め、本町でも健康長寿を目指してまいります。

母子保健事業においては、

すべき施策を効率的・効果的に推進します。

公園整備事業については、引き続き今年度もマリントウン市内の東崎公園整備工事と東崎都市緑地整備工事を進めていきます。

マリントウン・プロジェクトについては、平成十四年度に分譲処分を開始した工業用地が平成十六年六月を以って完売しております。住宅用地に関しては平成十五年四月より分譲を開始し、平成十八年二月現在の処分率は約四〇％となかなか販売が進まない状況であります。新年度はマスコミ、チラシ、雑誌、インターネット等を効率的に活用し、工業用地同様、早期処分に向け精力的に取り組んでまいります。また、商業用地に関しては平成十九年に西原マリンパークが供用開始の予定となるため、アメニティー豊かな海辺の街づくりの観点から県外観光客の周遊も視野に、当該商業用地の早期処分についても積極的に推進致します。

下水道事業については、前年度までの整備済個所に引き続き、小那覇、嘉手苅、呉屋、兼久等各処理分区における面整備の拡大を図り、供用面積を拡大するとともに下水道へ

「次世代育成計画」に基づき、妊産婦や乳幼児期の健康管理を十分に行い、安心して産み育てるために、妊娠・出産・育児についての知識の普及、啓蒙相談事業、疾病の早期発見、予防及び健康づくり事業の強化を図り「親がゆとりを持って子育てできる親子にやさしいまち」をめざしてまいります。また、地方自治行政機構と共同で実施した「子どもの生活習慣への社会的支援に関する調査研究」の結果を、今後の母子保健事業や子育て支援に活かしていきます。

さらに、感染症を予防するため、予防接種事業を推進しておりますが、今後とも乳幼児予防接種の全面無料化を継続し、多くの対象者に接種ができ、受診率を高め、疾病予防につながるよう努力してまいります。

乳幼児の医療費助成については、県の助成対象年齢に準じ、本年度も引続き乳幼児保健の充実と健やかな成長を支援してまいります。

精神保健福祉事業につきましては、精神保健デイケア事業、精神障害者小規模作業所運営助成事業に加え、在宅精神保健の充実強化を図り、精神障害者の社会復帰を支援します。

土地区画整理事業については、上原棚原地区の事業の進捗が停滞していますが、前年度に引き続き地権者と積極的に継続交渉し、補償問題等の円滑な解決を図ります。又保留地処分に関しては、前年度の購入希望者の意見等も取り入れ、単価の見直しを図り、保留地処分の円滑な展開に努めますが、それに伴い国及び県に対して、資金計画等事業計画変更申請の必要性があるため、新年度当初に土地区画整理審議会及び評価委員会を開催し、処分単価を確定し、変更認可を受け、上原棚原区画整理完了時期を明確に確定したいと思います。

西地区土地区画整理事業については、地区内を走る県道那覇北中城線、町道翁長森川線を除く西地区区画整理事業区域及び用途指定が平成十八年三月に都市計画決定が予定されていることに伴い、事業採択の目途もつきましたが、町財政負担の軽減の観点から、先に述べた県道、町道の都市

一方、介護保険財政は、制度の周知とともに、保険給付費が施行当初の見込み以上に増加し、財政需要は旺盛になつております。さらに高齢者人口の増加と相まって、要介護者も増えるものと予想されており、このような状況を踏まえ、平成十八年度から平成二十年度の保険給付の増を見込んだ保険料の改正を予定しています。そして、平成十八年度から始まる第三期介護保険事業計画は予防を重要視した制度改正に基づき作成されており、介護予防事業を積極的に推進します。また、地域包括支援センターを設置し高齢者が健康で住み慣れた地域で安心して暮らしていけるま

ちの実現を目指します。

老人保健事業については、従前と同様に老人一般医療費が増加している状況にあります。医療費抑制を図るためには、高齢者を対象にした保健事業を関係機関と連携し、予防に向けた健康対策を推進します。

4 安全で住みよい生活環境の整備

(1) 道路網及び排水の整備

住民生活及び産業活動に不可欠な安全性・利便性を確保し、快適で住みよい生活環境の整備を図るため、道路網の整備拡充を重点施策として、年次的に事業の推進を図ります。

今年度もマリントウン周辺を中心とした我謝・兼久・小那覇地域での各事業及び新規



中城湾港マリントウンプロジェクト（西原与那原地区）

計画変更も平成十八年度上半期までに決定し、当該区画整理事業へ組み込む必要性があり、この事に関しては、国、県の指導を仰ぎながら、地元の見も十分考慮しながら、その実現に向け積極的に取り組みたいと思います。

又現在、実施中の上原棚原区画整理事業の現状を踏まえ、西地区区画整理の事業開始初期に関係機関及び関係権利者並びに推進協議会と十分なる意見交換、勉強会等を実施し、新規採択地区である西地区区画整理事業が完了目標年度まで、滞りなく円滑に推進できるよう有効な連絡調整及び協力を長期的・継続的に推進するよう努めたいと思います。

(3) 上水道事業について

上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、安全でおいしい水を安定的に供給する上で重要であります。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は極めて重要であります。

町は、これまでも水の安定供給を図るため、年次的に配水施設の整備拡充と経営の安定化に向けて鋭意努力しているところですが、今後なお一層の充実を図ります。

事業の実施に当たっては、区画整理事業、下水道事業、道路整備事業等との調整を図るために関係機関との連携を密にし、計画的・効率的な事業執行に努めます。また、県内の水事情は好転しているものの、夏場の渇水・水需要の伸びもあり、引き続き「節水意識の高揚」に努めます。

尚、長年課題でありました、水道料金に消費税を導入することについても、検討に着手したいと考えております。

(4) 交通安全施設の整備と安全教育の推進

本町は都市近郊に位置し、通過交通・域内交通量の増大によって、年々交通事情も悪化の傾向にあります。昨年の交通事故は、県内においては六、五二七件発生し死者六三人、重傷者数七十七人、軽傷者数六、九三五人で、本町でも残念ながら三件の死亡事故が発生しております。

本町は、これまで交通事故の未然防止と住民の生命の安全確保のため、交通安全の町を宣言し、広告塔の設置等、各種の交通安全施策を推進し、交通安全意識の高揚に努めてまいりました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全

教育については、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動等を実施してまいります。

(5) 消防・防災体制等の確立

自然災害から町民の生命、財産を守るため、町地域防災計画をもとに年次のな地域防災体制の確立に取り組むとともに、公共施設や公園、緑地など、避難場所等については防災マップを作成・配布し、町民への周知を図り防災意識の高揚に努めました。特に、

昨年は梅雨期に小波津川の氾濫や、夏場の台風上陸による風水害、更には新潟県中越地震災害、福岡県西方沖地震災害など、全国各地で深刻な災害が相次ぎました。災害時に迅速かつ適切な防災活動を繰り広げ、被災後の円滑な復旧・復興を可能とていくことが重要であります。本町においても昨年9月「防災の週間」

にちなんで、役場の全職員を対象に西原町防災計画に基づき、災害の発生を想定し、各防災機関、消防、警察等と連携し、職員の防災訓練を実施しました。災害は何処で発生してもおかしくないという教訓を踏まえ、町民への防災意識の高揚に努めます。

防犯については、幼児を取り巻く拉致未遂事件や窃盗事件等が多発しておりますが、引き続き関係機関・団体と連携し、一戸一灯運動、地域安全活動などの地域ぐるみの防犯活動を通して犯罪のない明るく住みよい地域社会の形成を図ってまいります。

消防・救急活動については、町民の火災予防と防災意識を高めるとともに、消防・防災体制の強化に向けて東部消防組合等との一層の連携・強化に努めます。

(6) 環境保全対策

環境問題は、地球温暖化、オゾン層破壊等の地球規模の問題から生活排水等による河川水質の汚濁、さらに増大する不法投棄の問題、自動車の増加に伴う排気ガス等による大気汚染等、多種多様化しております。

このような中で、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という従来の一方通行型社会を見直し、廃棄物の発生抑制、資源としての再利用等、循環型の対策を講ずる必要があります。このため本町では、分別収集の為の指定ごみ袋利用の徹底を図ると同時に、併せて、資源ゴミ袋の見直し、資源ごみの再資源化、生ごみ

教育やコンピュータ教育の充実を図ります。また、今年度も引き続き、男女混合名簿作成など男女平等教育をはじめ、幼児教育、平和教育、国際理解教育、情報教育、福祉教育等の推進を図ります。さらに、坂田幼稚園園舎危険建物新増改築工事、西原中学校改造防音工事等を実施し、教育環境整備に努めます。また、西原東幼稚園と西原南幼稚園に引き続き、西原幼稚園においても二年保育を実施します。昨年に引き続き、「二学期制移行」に向けて取り組んでまいります。

(2) 学校給食共同調理場の充実・強化

栄養的に配慮された安全でおいしい食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に寄与することが学校給食の目的であります。今後とも、細心の注意を払って食中毒の発生防止に努めてまいります。

引き続き、給食費徴収嘱託員を配置して給食費の徴収率向上に努めるとともに、口座振替を推進してまいります。

(3) 生涯学習の振興

生涯学習を推進するにあたっては、多様化する町民の学

処理機・生ごみ処理容器・EMボカシ購入補助、買い物袋持参運動等のごみ減量化促進を図るとともに、古紙再生商品使用のグリーン購入、こどもエコクラブの育成、ちゅうら島環境美化清掃活動・環境美化モデル事業等、ごみのリサイクル促進・意識啓発の広報活動及び環境教育を推進します。さらに、不法投棄を未然に防ぐため、環境パトロールを関係機関と連携し実施します。また、「町地域省エネルギー・省エネルギー報告書」に基づき、地球温暖化防止に向けた少資源・省エネルギーの推進に努めます。

生活排水対策については、平成十年度から導入した合併処理浄化槽設備補助金制度（国庫補助事業）を活用することともに、平成十四年三月に策定した「町生活排水対策推進計画」に基づき、『水遊びのできる川』を目指して、河川の水質改善を図ります。墓地行政についても、引き続き地域環境と調和が取れるよう誘導し、無秩序な開発防止に努めます。

5 教育、文化、スポーツの振興

教育・文化・スポーツの推

習ニーズにあって、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動等を含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

図書館については、「文庫のまち西原」の生涯学習の拠点として、多くの町民に利用して頂いておりますが、更に利用者のニーズに応えられるよう、図書館資料の整備を進めていきます。

中央公民館においては、各種事業の充実を図り、その成果を発表する機会を作っていきます。また、子どもの居場所づくりを推進して、青少年の健全育成を進めてまいります。

さらに、生涯学習活動の機会及び情報を町民へ積極的に提供することにも、引き続き、各小中学校における家庭教育学級の充実を図ります。また、各種科目の単位取得ができる放送大学の情報も積極的に提供してまいります。

(4) スポーツ・レクリエーション活動の推進

体育、スポーツは、心身の健全な発達に資することにも、明るく、豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つもの



進にあたっては、国、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児、児童生徒の健全やかな成長に向け、本町の教育基本目標である「自ら学ぶ意欲と正しく行動できる態度を育て、学力の向上を目指すとともに、心身ともに健全な幼児児童生徒の育成を図る」ことを目指して、国際化・情報化時代における学習者のニーズに対応できるよう、学習環境の整備に努めます。

また、学校・家庭・地域が相互に連携を図りながら子ども教育に積極的に取り組み、各学校における創意工夫を活かした特色ある学校づくりに努めます。そして、教育に対する町民の意識と関心を一層高め、名実ともに「文教のまち西原」の充実を図るため「心の教育」の推進、並びに「教育の日」の設定に取り組みます。さらに、町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習ニーズに応える生涯学習のまちづくりに努めます。

(1) 学校教育の充実

学校教育においては、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動する等の生きる力を育み、思いやり、協調性など豊かな人間性を培う心の

であり、町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に因應するため、これまでも、学校施設の運動場、体育館、プール、運動公園施設の町民体育館、陸上競技場、パークゴルフ場、テニスコート等のスポーツ施設を町民に広く開放し、町民の健康づくりや交流の場として取り組んでいるところであります。

また、本年度は、保健体育課を設置し各種事業の実施も含めて町民の健康づくり・体力づくりを関係各機関・団体と連携を図りながら、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。

昨年度は、バレーボールの盛んな本町の特性をいかし、青少年と町民に夢と希望を与え、明るく活力に満ちた西原町を築いていくために、「バレーボールのまち西原」を宣言したところであり、本年度は、さわやか杯中学生バレーボール大会会場の誘致や青少年バレーボール教室を開催する予定であります。

(5) 青少年健全育成の推進

現代社会が複雑・多様化していく中で、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、厳しい状況にあります。また、児童生徒の問題行動や拉致未

遂事件等もありますが、問題解決に向けて、今後とも、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めてまいります。特に、昨年は広島県と栃木県で下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しており、そのような事件が二度と起こらないよう本町においても登下校時における幼児児童生徒の安全管理を強化してまいります。

ため、文化庁の助成事業等を活用して地域文化活動を支援してまいります。

町の歴史・文化・産業等の記録を通して、町民の郷土への理解と愛着を深める町史編集事業については、これまで同様、資料収集、発刊に向けて努力をします。

文化財については、その周知・保護に努めるとともに、資料収集を行います。特に内間御殿につまましては、内間御殿整備事業基本調査を参考に事業を進めていきたいと考えております。

(6) 文化事業の推進

近年、住民の価値観の多様化やライフスタイルの変化により、本県の歴史や風土に育まれた伝統芸能、美術工芸等に対する理解が深まる一方、町の文化振興施策や町文化協会等文化団体の幅広い芸術活動を通して、町民の新たな地域文化創造の気運が高まっております。本年度も、琉球文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施してまいります。

また、地域住民の融和と地域まちづくりの活性化を図る

優良種畜の導入、家畜予防注射等を実施し畜産業の振興を図ってまいります。

(2) 水産業の振興

水産業については、漁業の生産性の向上及び安全確保に向け、漁具整備、無線機購入等に対する水産奨励補助金を交付するとともに、与那原・西原町漁業協同組合との連携を強化し、漁業の振興に努めてまいります。さらに、西原町船だまりの整備等の課題事項についても引き続き県との調整を進めてまいります。

(3) 林業の振興

森林は、国土の保全、水源涵養、生物多様性の維持、地球温暖化防止等、多面的な機能を有し、人間生活と深く関わっています。このような中、昨年十一月に西原運動公園で行われた「平成十七年 緑の育樹祭」は、本町の緑化推進と町民の緑化意識の高揚に大きな成果があったものと確信しています。

今年度は、施肥保育、雑草下刈り、松くい虫対策を実施し、自然環境の保全形成、維持増進を図るとともに、緑豊かなまちづくりに努めてまいります。

6 産業の振興

(1) 農業の振興

国は、昨年三月に「食料、農業、農村基本計画」を決定しました。この新しい基本計画は、「戦後農政を根本から見直すものとなる」と位置付けられています。農業者を一律に支援するこれまでの政策を見直し、今後はやる気と能力のある経営を後押しする政策に転換することが打ち出されています。このような中、本町においてもこれからの農業の担い手確保に真剣に取り

組んでいくことが求められています。

さとうきびは、平成十九年産から従来の最低生産者価格は廃止され、原料取引価格へ移行されることに、新たにさとうきび経営安定対策が導入されます。今後は、このような制度改革の動きも踏まえながら、(財)沖縄さとうきび振興協会等、関係団体とも連携を強化し、本町の基幹作物であるさとうきびの振興に努めてまいります。

また、野菜等については、消費地に近い地理的条件を生



てまいります。

西原町の産業まつりは、町、JAおきなわ西原支店、町商工会、各種団体等で実行委員会を結成し、町内の農水産物や商工業製品を町内外にアピールするとともに、地域農業と商工業の発展につなげていきたいと思ひます。

7 男女共同参画行政の推進

本町は、真の男女共同参画社会の実現を目指した各種女性行政施策を推進するため、さわふじ懇話会、男女共同参画計画推進本部及び地域推進委員会を基軸に、さわふじプランの計画的、体系的な事業執行に努めてきたところであります。

その結果、地方自治法(第一八〇条の五関係)に基づく各種審議会・委員会等への登用率は、県内市町村平均10・0%に対して本町が20・0%、その他の各種審議会・委員会等については、県内市町村平均の23・1%に対して、本町は35・2%に達しています。平成十七年四月一日現在、男女共同参画施策主要指数で県内三位となっております。政策・方針決定の場への女性登用問題については、庁内はもとより各種審議会・委員会等

8 国際交流事業の推進

本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を活かした国際交流拠点として、大きな期待が寄せられております。

今年度は、アルゼンチン西原町人会五〇周年記念式典が七月二日にアルゼンチンで開催され、町に対しても、参加、激励の要請が熱望されていることから、町民へも参加の呼

びかけを行ってまいります。

第四回世界のウチナンチュ大会が一〇月に沖縄県で開催されます。それに合わせて、世界のニシハランチュ大会を町として開催いたします。母県である沖縄を離れ、世界各地で先祖から受け継いだウチナンチュ魂と、温かい肝心を大切にウチナンチュであることを誇りに活躍する同胞が、母県（西原）の人々の温かい心に迎えられ何代もの世代へ移り行く愛の絆を強くすることで、ニシハランチュ大会は大きな意義があります。

また、継続事業である海外移住者子弟研修生受入事業を中心に、町内大学や関係機関・団体と連携しつつ、各種国際交流を推進します。

9 地域活性化事業の推進

町民が主体となって、地域づくりを進めるには、それぞれの地域に住んでいる町民一人一人がその地域特性を活かしつつ、自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成に努めることが最も大切です。そこで、活力に満ちた明るい住みよい地域社会の形成に向けて、各自治会の自主的な地域自治活動を促進する一方、今年度は、

一般コミュニティ助成事業で、小波津区屋外放送設備整備への助成を行います。更に、「手づくりのまち」原材料助成事業を引き続き実施します。また、昨年度に引き続き、町内の公共施設に設置した住民用インターネット端末によるインターネット閲覧サービスの提供、西原町地域情報センターでの住民向けIT講習の開催等、町民がITに親しめる環境作り及び情報化時代に対応した人材の育成に取り組みます。

10 広報・広聴活動の推進

広報、広聴活動を推進する上で最も基本的なことは、行政の情報を正確かつ迅速に伝達し、行政と町民が情報を共有することにあります。

広報活動の柱でもある広報にしはらには、県広報コンクールや全国コンクールにおいて受賞歴があるなど、町民により親しみの持てる広報紙をめざして紙面の充実を図ってきたところでありますが、今後とも各種行政情報の一元化を図り、町民の利便性を高めていきたいと考えております。また、今年度から企業広告の掲載を予定しており、新たな自主財源確保に努めてまいり

たいと思います。

ホームページについては、正確かつ迅速な情報を提供することにより町民の利便性の向上に努めるとともに、町民がホームページを利用しやすいよう更なる内容の充実強化を図ります。

一方、広聴活動については、情報公開制度の活用や各種審議会、委員会等への町民公募制度の推進を通して町民参画の機会を拡充するとともに、Eメール、町民アイデア箱、窓口相談員、行政チェックマン制度の充実・活用により、きめ細かな広聴活動の推進に努めます。特に今年度におきましては、町民の生の声を聞くために、行政懇談会を実施いたします。

11 執行体制と行財政の確立

執行体制につきましては、人口急増をはじめ、継続事業や新規事業への対応、さらには、地方分権による県からの権限委譲等に伴う自治事務や法定受託事務の増大、介護保険制度の推進など、行政需要は年々増大する中、執行体制の確立に当っては、行政改革大綱及び実施計画を踏まえて、民間委託やNPO、ボラ

ンティアの活用、バランスシート作成、その他これまで以上にスクラップ・アンド・ビルドを基本に、執行体制を確立します。

窓口業務は、訪れたお客様（町民）と職員が最初に対面する場で、お客様の役場に対する印象を決定づけることにつながる極めて重要な業務であります。その為、職員には、あいさつ、親切、誠実な態度で、手際よく、的確かつ公平に対応することが求められます。そしてそれを実践していくことが、町民に満足感を与え、信頼を獲得することで、開かれた町政の実現に大きく寄与するものだと考えております。

また、昨年は機構の見直しにつきましては、厳しい財政状況を受け、退職職員の不補充を余儀なくされているところではありますが、多種多様化する行政需要に迅速に対応するため、行政組織を横断的に活用した業務執行を行うため「すぐやる課」を設置し、地域住民の連携のもと、町民参加のまちづくりと町民サービスの向上に努めてまいりました。今年度も、厳しい財政状況の中、少子高齢化や情報化社会への対応、経済情勢の変化等に対応し新たな行政課題

や住民の多様なニーズに即応した行政サービスが展開できるよう常に組織・機構全般の総点検を行い、実情に応じた組織の統廃合や機構の見直しを行います。

地域情報化については、高度情報化時代を背景とした町の地域情報化の指針として作成した「地域情報化計画」をもとに、「町地域情報センター」を拠点に、地域の情報化と高度情報化時代の人材育成に努めます。

一方、庁舎建設等の問題については、これまでの答申を踏まえつつも、急激に変化する自治体環境や財政状況、庁舎の狭隘化、老朽化等を勘案し、平成十七年度に内部で庁舎検討会議を進めてきましたが、引き続き、民間活力を活用した庁舎建設を進めてまいります。

行政運営の公正の確保、透明性の向上、及び町民の権利利益保障については、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・強化を図ります。

今年度は、中長期的視点に立脚した行財政運営の確立に努めます。

市町村の財政運営については、景気低迷に伴う税収減等により、多くの地方公共団体

では財源不足が発生するなど、未曾有の財政危機に直面しています。

国の「聖域なき財政改革」に基づく三位一体の改革は、国と地方の新たな関係構築をめざすとともに地方分権の一層の進展を図ることが目的であったにもかかわらず、改革の名の下に国庫補助負担金の交付金化や税源移譲が不十分なため、市町村の財政運営に大きな支障が生じる事態となつています。

平成十八年度の地方財政においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある中で、一方では公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

このような中、本町の財政状況は、歳入面では、自主財源の柱である町税収入の大幅な増が見込まない状況にあり、町債・地方交付税・国庫支出金に大きく依存した構造となつています。また、歳出面では義務的な経費の割合が高く、今後、公債費や扶助費等の増により、より厳しさを増すことが懸念されます。

このような現状を踏まえ、平成十八年度の予算編成に当

12 予算案について

平成十八年度の各予算については、申し述べました諸施策事業等を中心に編成しております。（一）内の数字は対前年度当初比率です。

（一）一般会計歳入歳出予算案
八、六五三、〇〇〇千円
（△〇・9％）

（二）老人保健特別会計歳入歳出予算案
一、九四八、四七一千円
（△3・9％）

（三）国民健康保険特別会計歳入歳出予算案
二、九八四、三四九千円
（7・0％）

（四）介護保険特別会計歳入歳出予算案
一、三六四、六一七千円
（6・0％）

（五）土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算案
九五、一三四千円
（74・6％）

（六）公共下水道事業特別会計歳入歳出予算案
六二八、五二二千円
（△4・4％）

（七）水道事業会計予算案については、収益的収入八五九、九九五千円、収益的支出八四四、二〇三千円、資本的収入二九、〇〇五千円、資本的支出一三五、七二九千円で資本的収入が資本的支出に対し不足する額一〇六、七二四千円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんします。

なお、各種施策の具体的な事業は、主要事業として別紙にまとめておりますので予算案と併せてご参照いただければと思います。

平成一八年三月九日
西原町長新垣正祐





安里賢次さん(左)の話真剣な眼差しで聞く生徒たち

まちの話題



公民館内ホールの様子



完成した我謝公民館の全景

我謝自治会に新しい公民館が完成

このほど我謝自治会（新垣正廣会長）に、長年の課題であった新しい公民館が完成しました。

これまで使用してきた公民館は、昭和三十三年に建設されたもので、老朽化により危険で使用困難な状況となっていました。

新しい公民館は、鉄筋コンクリート造の地上一階・地下一階建てで、延べ床面積が約四六三㎡、大集会場や、調理室、和室、事務室などが整備されています。玄関やトイレはバリアフリー化され、高齢者や障害者にも配慮した施設となっています。建設費は七、五〇万円余で、自治会会員の徴収金や寄付金のほか、財団法人自治総合センターから一、五〇万円、町から一〇〇万円の助成を受け建設費を賄いました。

三月二六日には落成式典が行われ、多くの区民が公民館の完成を祝いました。

※(財)自治総合センターのコミュニティセンター助成事業は、地域の健全な発展と宝くじの普及・広報を目的とした事業です。本町ではこれまで、小波津団地・呉屋・上原の公民館建設に活用されています。

不良でもないが、不良品になるな！

三月九日、西原東中学校（島袋隆校長）の三年生は、元暴力団組長の安里賢次さんを招き、卒業記念講演ライブを行いました。

安里さんは現在、那覇市内で民謡居酒屋を営んでおり、自分の人生経験が青少年健全育成に役立てばと、ボランティアで各学校を回っています。

安里さんは三線で「島人の宝」や「花」など沖縄関係の歌を演奏。曲の合間に「世の中は深刻に生きるな、真剣に生きろ」、「親不孝にはなるな、悩みがあればまず両親に相談を」などと、生徒に優しく語りかけるように話していました。

三年生の玉城五月美さんは「気持ち伝わってきた。親の大切さを感じました」と話していました。

Topics



会場に集まった多くの参加者のみなさん



事業所に要請書を手渡す新垣町長



新垣町長に答申書を手渡す西表孫稱委員長(左)



町中央公民館で開かれた予算説明会の様子

平成十八年度予算住民説明会を開催

二月二十二日、町中央公民館で、町主催による「平成十八年度予算住民説明会」が開かれました。

開会のあいさつで宮平助役は「町では初めての予算住民説明会。いろいろな情報を共有しながら、住民参画型のまちづくりを進めていきたい」と話していました。

引き続き、新垣町長によるまちづくり講話が行われ、本町の今後の展望などが語られました。

予算説明では、担当職員から、スライドを通して三位一体改革に伴う影響、現在の財政状況や収入の見込み、十八年度新規事業などが説明されました。

西原町高齢者保健福祉計画策定委員会が答申

西原町高齢者保健福祉計画策定委員会の西表孫稱委員長は、三月一日、新垣町長に西原町高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン二〇〇六）を答申しました。

この計画は、「すべての高齢者が明るく安心して暮らせるぬくもりのあるまち」を基本理念に三年に一度見直されるものです。

今回の見直しのポイントとして、①生活習慣病予防対策及び高齢者の生きがいづくり、②高齢者生活支援等の推進、③介護保険事業の円滑な推進（地域支援事業の創設・地域密着型サービスの創設・新予防給付の新設）などが掲げられています。

地域に根ざした女性の就職活用を

新垣町長は、二月二十二日、町内九ヶ所の事業所を訪ね、就職の厳しい新規卒業者や町内在住者の優先雇用と女性の役職員への登用について要請しました。

新垣町長は「町内出身者を優先的に雇用してほしい。また、リーダー的立場に女性を登用してほしい」と事業所側に要請書を手渡しました。

要請書を受け取った各事業所からは、「できるだけ地元の人を積極的に雇用していきたい、適材適所で女性を管理職へ登用していきたい」などの声が聞かれ、前向きな姿勢を示してくれました。

改正介護保険法の四月実施を前に、地域で支えあう町づくりを考えようと、二月二十六日、町中央公民館で、西原町地域づくり実行委員会（池田苑、西原敬愛園、守礼の里）主催による「地域で支えあう町づくりフォーラム」が開催されました。

パネルディスカッションでは、兼久自治会長の宮平良信さんと幸地自治会ボランティア代表の翁長アヤ子さんから地域の活動や課題などが紹介され、町保険課の寄川美智子課長からは介護保険の現状などが説明されました。

この日は、長野県の特別医療法人恵仁会の中込介護事業部長の竹重俊文さんの特別講演も行われました。



農業体験 カレープロジェクト 大成功！



収穫が終わった子どもたちは、ふれあい市の会場へエプロン姿で登場！収穫した野菜を使ってのカレー作りにチャレンジです。

生活研究会や農協女性部、食生活改善推進員のベテランお母さんの指導のもと、慣れない包丁をおっかなびっくり使っている姿がとてもかわいかったです。



出来上がったカレーは、それぞれ自分で持ってきたお皿とスプーンで食べ、「ゴミ減量！」にもチャレンジしました。このおかげで当日出たゴミはほんの少力で済み、生ゴミも農家に引き取ってもらい畑の肥料に使ってもらいました。

今回の体験を通じて、子どもたちは「農業の大切さ」「野菜をたくさん食べる習慣」「ゴミを出さない工夫」を学び、家族みんなで貴重な思い出を作る楽しい1日になりました。

町では、農協などの関係団体と連携して、来年度も引き続き農業体験・野菜料理講習会など、ご家族で楽しめるイベントを開催する予定です。ぜひ多くの町民みなさまのご参加をお待ちしております。



農協や農協女性部、生活研究会、生産農家の協力によって実現した、農業体験カレープロジェクトの収穫祭りが3月5日（日）に絶好の天気の中開催されました。

朝早くから「三食畑」に集まった参加者は、11月に植え付け、まるまる実ったジャガイモやニンジン収穫に汗を流しました。収穫したジャガイモとニンジンはそのままお土産として帰ってもらいました。

カレー作るよー!!



カレーを煮ている間に行われた、食生活改善推進員による「エプロンシアター・カレーで音頭！」です。「ニンジン目は目にいい野菜です」「玉ねぎは血液をサラサラにしてくれる野菜です」と子どもたちに話しかけながら、みんなで楽しく踊りました。

問合せ先 西原町役場 産業課
Tel 945-4540
Fax 945-4580



マスコットキーを受け取る新垣町長と町赤十字奉仕団員のみなさん



試作品の試食会の様子

三月七日、町役場前で、赤十字災害救護連絡車の引渡式が行われました。この連絡車は、日本赤十字社沖縄県支部から、西原町分区分へ配置されたもので、平成六年に配置された一世代目の連絡車が老朽化で廃車となり、西原町分区分が新たに県支部へ要請していたものです。

県赤十字社災害救護連絡車を配置

二月二十四日、町商工会で、「西原町商工会むらおこし事業特産品開発応募作品の品評会」（町商工会主催）が行われました。これは、さとうきびになじみの深い本町のむらおこしに、黒糖を使った商品開発を進めようと、町商工会が一般公募していたものです。集まった作品は二十七点で、最優秀アイディア賞には、新垣秀子さん（字我謝）の「とっかん黒糖ジャム」が選ばれました。

また、今回は各食品メーカーからも試作品が提出され、受賞作品と共に試食されました。今後、町商工会では、品評会の参加者の意見をもとに、今回の試作品の商品化に向けて取り組んでいく予定です。

黒糖商品にはおなじみ



青色回転灯をつけた車両と（左から）大城誠一さん、屋宜宣太郎さん、比嘉茂夫総務係長



人口呼吸の実技指導の様子

平成十六年十二月から、警察から自主防パトロールを適正に行うことができることの証明を受けた団体は、自動車への青色回転灯の装備が認められることになりました。このたび、町役場と町子ども会育成連絡協議会（屋宜宣太郎会長）の申請により、それぞれ所有の車両一台ずつがその認定を受けることになりました。役場の車両は、青少年協の夜間巡回指導などで活用し、子ども会の車両は下校時に定期的にパトロールする予定です。屋宜会長は「子どもは地域の宝、地域で守らないといけない。しっかりパトロールしていきます」と話していました。

青色回転灯は安全パトロール

三月十三日、町赤十字奉仕団（長崎信子委員長）は、社会福祉センターで、血液の大切さと救急法を学ぼうと、研修会を行いました。研修会には、同団員と町女性団体連絡協議会会員を合わせて約四十人が参加しました。

研修は、まず初めに県赤十字血液センター献血推進課長の大浜豊政さんから血液の働きや献血の大切さについての講演が行われ、引き続き同センターの金城洋一さんから、止血法や人口呼吸などの実技指導が行われました。

長崎委員長は「血液は人間が生きていく上で大切なもの。勉強になった」と話していました。

血液の大切さを学ぼう

* 児童手当についてのお知らせ *

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。



○ 支給の対象

児童手当は、小学校第3学年修了前の児童を養育している人に支給されます。ただし、前年の所得（1月から5月までの月分の手当については前々年の所得）が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。

※注意：児童手当制度が平成18年4月1日より拡充予定となっております。拡充の内容は支給対象年齢がこれまでの小学校3年生から小学校6年生まで拡大され、併せて所得制限が引き上げられる予定です。しかし、現在国会審議中でまだ決定しておりません。法改正されしだい、広報等でお知らせ致します。手続きは改正後になります。

○ 児童手当の額

第1子 5,000円(月額) 第2子 5,000円(月額) 第3子以降 10,000円(月額)

○ 児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

なお、手当は2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※ 出生届、転入届を提出した方（児童手当受給該当者）は、福祉課窓口にて申請して下さい。届出がないと手当を受けることができませんのでご注意ください。



福祉課 児童手当係 TEL 945-5311（内線123） FAX 944-6511

母子・父子家庭等入学激励金の申請について

町では母子家庭及び父子家庭等に対し、小・中学校に入学する児童を扶養している家庭の福祉の増進を図るとともに、児童の入学を祝い、激励するために入学激励金を支給しています。対象者は、必要書類をそろえ4月末までに福祉課で申請して下さい。

対象者

西原町に住民登録している母子家庭及び父子家庭等で、平成18年度小学校・中学校へ入学する児童を養育している方。

入学激励金の額 新入学児童ひとりにつき 10,000円

申請場所 西原町役場 福祉課

申請期間 平成18年4月28日まで

必要書類
・母子家庭・父子家庭であることが分かる証明書（児童扶養手当証書、戸籍謄本等）
・保護者名義の預金通帳（郵便局以外のもの）
・印鑑



お問い合わせ：福祉課 児童福祉係 TEL 945-5311（内線123） FAX 944-6511

町役場内 パソコン室からのお知らせ

4月度パソコン室オープンカレンダー

（塗りつぶしの部分はお休みです）

午前 9時～12時 午後 1時～4時30分 [正午から午後1時を除きます]

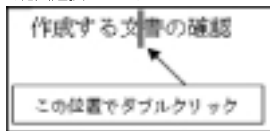
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6 午後	7	8
9	10	11	12	13 午後	14	15
16	17	18	19	20 午後	21	22
23 30	24	25	26	27 午後	28	29 祝日

地域情報センターでは、パソコン室を開放しております。どうぞ、お気軽にご利用ください。お問合せは電算係（TEL 945-5029 FAX 835-8166）まで！

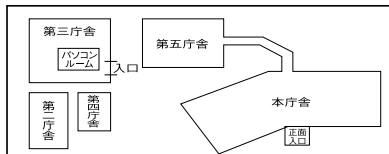


Word ワンポイントアドバイス

文字列の範囲選択の際にマウスが上手く動かず、なかなか選択できない場合があります。そんな時には選択したい単語の上でダブルクリックしてください。素早く範囲選択できますよ。



☆パソコン室の場所
地域情報センター（第3庁舎1階）
☆役場敷地内の駐車場には台数に限りがあります。ご了承ください。



アルゼンチン西原町人会50周年記念と2カ国訪問の旅

～西原町民の参加を募集します～

アルゼンチン西原町人会50周年記念式典に参加して、西原出身者の方々との交流を深めませんか？

主な行動日程					
目次	月日	時間	行 程	食 事	宿泊地
1日目	6/29(木)	10:00 12:00	那覇空港国内線日本航空カウンター前にて集合 沖縄→名古屋→成田→ニューヨークを経由してブラジル国へ	機内食	機内
2日目	6/30(金)	7:35	サンパウロ空港到着後、アルゼンチン国へ	機内食	(ブラジル)
3日目	7/1(土)		朝食後、ブエノスアイレス市内視察	朝昼夜	ブエノスアイレス
4日目	7/2(日)	16:00	午前中自由行動 町人会50周年記念式典	朝昼夜	ブエノスアイレス
5日目	7/3(月)	14:15	エサイサ空港(アルゼンチン)→ブラジルへ	朝昼夜	(ブラジル)
6日目	7/4(火)	9:00 17:55	朝食後、リオデジャネイロ市内視察 リオ国際空港→サンパウロ空港へ	朝昼夜	(ブラジル)
7日目	7/5(水)	18:00	自由行動、サンパウロ市内視察(自費) サンパウロ在住西原町人と交流会	朝昼夜	サンパウロ
8日目	7/6(木)	9:00	朝食後、サントス市郊外視察(自費)	朝昼夜	サンパウロ
9日目	7/7(金)	22:00	ホテルチェックアウト後、18時まで自由行動 グアルリョス空港へ(サンパウロ)→ニューヨーク経由で日本へ	朝昼夜	空港内
10日目	7/8(土)		機内 成田国際空港へ	機内食	機内泊
11日目	7/9(日)	13:00 19:20	成田空港着 帰国手続後、羽田空港→沖縄へ 那覇空港到着 日程完了 お疲れ様でした。	機内食	機内 7泊

【注意】

- ・航空運賃、宿泊費、空港税、保安税、リムジンバス、添乗費、1カ国市内視察、現地での空港ホテル間の送迎、1日3食（料金に含む）
- ・シングル使用の場合は¥55,000追加となります。
- ・サンパウロ市内視察とサントス市郊外視察に関しては自費になります。
- ・ビザ申請代は料金¥15,000別に頂きます。
- ・旅行保険は料金に含まれていません。
- ・上記日程は主な行程になります。詳しくは担当まで確認下さい。

(1部屋、2名様) **¥498,000**
15名以上の料金

申込締切日:5月25日(木)

参加申込は総務課窓口にて受付します。その際はパスポートをお持ち下さい。

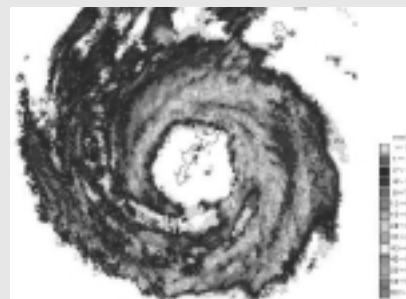
西原町役場総務課 TEL 945-5011（内線115）FAX 946-6086 担当：秘書係 新垣

防災一口メモ

気象レーダーで雨雲をチェ〜ック！

「今日の午後の雨はどうか?」「子どもたちに傘を持たせようかな?」「洗濯物は干したままで外出しても大丈夫かな?」……。台風の接近時や大雨の時以外でも、毎日の生活の中で天気の変化は大変気になるものです。

そんな時は、天気予報と合わせて気象レーダーで雨雲をチェックしましょう。気象庁では、全国の20か所（県内では南城市糸数城址と石垣市於茂登岳）に気象レーダー観測所を設置し、雨雲の強さ、動き、高さを観測しています。観測したデータは、アメダスの観測データと合成して表示し、沖縄地方で雨が降り出すタイミング、今後の雨量や雷の予想などに活用しています。また、天気予報や大雨による洪水・浸水・がけ崩れ等の防災気象情報に利用されており、テレビ局では、ニュースや天気予報の時間に国民の皆様へお知らせしています。「テレビの放送までは待てない!」というあなたへ。気象庁では10分毎の最新状況をホームページ(<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>)でリアルタイムに提供しています。沖縄地方を拡大表示することで、あなたの町の雨雲の状況がわかりますので、有効にご活用ください。



口座振替をご活用ください。

住民税、固定資産税の全期前納時の前納報奨金が廃止されました。

平成18年度より町税の前納報奨金制度が廃止されました。これに伴い、町県民税・固定資産税において前納報奨金制度を利用されていた方々の全期前納時の引落金額から控除されていた前納報奨金がなくなります。（全期前納制度は残ります。）何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

幼稚園入園許可手数料の口座振替開始！

平成18年度から幼稚園入園許可手数料が口座振替可能となります。口座振替日は4月25日です。幼稚園保育料の申し込みと合わせてご活用下さい。

口座振替のお申込は…

口座振替のお申込は下記の金融機関等で！！

金融機関

- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄海邦銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄銀行
- ・コザ信用金庫

日本郵政公社（郵便局）
西原町各収納担当課窓口

お問合せは

各種お問合せは各収納担当課窓口まで

税務課 945-4729 保険課 945-4791
福祉課 945-5311 学校教育課 945-5039
学校給食共同調理場 945-4935

幼稚園保育料・預かり保育料の4月分納期限が25日へ変更されました。

平成18年度より「幼稚園保育料」・「預かり保育料」の4月分納期限が現行の4月10日から4月25日へ変更となりました。口座振替日も同じく変更されますのでご注意ください。

記帳文言一覧表

口座振替を行った時に通帳へ記帳される文言は、下の表のとおりです。

種 目	記帳される文言	
	漢字表記の場合	カタカナ表記の場合
町 県 民 税	西原町県民税	ニシハラ チョウセイ
固 定 資 産 税	西原町資産税	ニシハラシサンセイ
軽 自 動 車 税	西原町軽自税	ニシハラケイジセイ
国民健康保険税	西原町国保税	ニシハラコクホセイ
介 護 保 険 料	西原介護保険	ニシハラカイゴホケン
学 校 給 食 費	西原町給食費	ニシハラキョウシヨクヒ
幼稚園保育料	西原幼保育料	ニシハラヨウホイク
幼稚園入園許可手数料	西原幼保育料	ニシハラヨウホイク
預かり保育料	西原預保育料	ニシハラヨウアスカリ
保育所保育料	西原町保育料	ニシハラホイクリョウ

町税等の納付には口座振替が便利です。

- ・町税等の納め忘れがなくなります。
- ・納付のため取扱金融機関窓口に行かなくてすみます。
- ・現金を持ち歩かずにすみ、安全です。

平成18年度 町税等納期限(口座振替日)一覧表

種 目	納期（口座振替日）							
	第一期分	第二期分	第三期分	第四期分	第五期分	第六期分	第七期分	第八期分
町 県 民 税	6/30	8/31	10/31	1/31				
固 定 資 産 税	5/31	7/31	12/25	2/28				
軽 自 動 車 税	5/31							
国民健康保険税	7/25	8/25	9/25	10/25	11/27	12/25	1/25	2/26
介 護 保 険 料	7/25	8/25	9/25	10/25	11/27	12/25	1/25	2/26

種 目	納期（口座振替日）											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
学 校 給 食 費	5/10	6/12	7/10	8/10		9/11	10/10	11/10	12/11	1/10	2/13	3/12
保育所保育料	4/10	5/10	6/12	7/10	8/10	9/11	10/10	11/10	12/11	1/10	2/13	3/12
幼稚園保育料	4/25	5/10	6/12	7/10		9/11	10/10	11/10	12/11	1/10	2/13	3/12
幼稚園入園許可手数料	4/25											
預かり保育料	4/25	5/10	6/12	7/10	8/10	9/11	10/10	11/10	12/11	1/10	2/13	3/12

平成18年4月から 介護保険制度が変わります

65歳以上の方の介護保険料の額が変更になります。



平成18年6月から、要介護認定の区分が

7段階から8段階に変わります。

従来の要介護1は、要支援2（新予防給付対象者）と要介護1（介護給付対象者）に振り分けられます。

要介護1

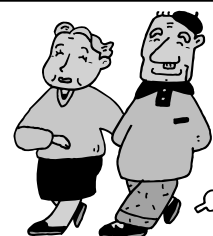
要介護1

要支援2

平成18年6月から、

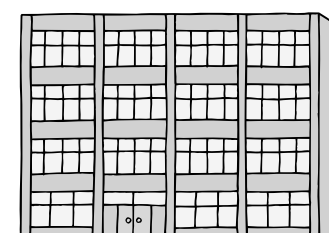
要支援1、要支援2と認定された方のための

「新予防給付」がはじまります。



地域包括支援センターが設置されます。

保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。



要介護認定の申請の代行が限定されます。

適正な申請のために、申請の代行が、法令で定められた事業者、施設、また地域包括支援センターに限られます。

※本人、家族、成年後見人、民生委員等による申請は従来どおり認められています。



【問い合わせ】保険課 介護保険係 TEL 945-4791（内線153・155） FAX 944-6551

狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。生後91日以上の子犬を飼っている家庭は、必ず登録をし、予防注射を受けさせてください。

都合のよい日、場所で注射を受けて下さい。

(各行政区の開始・終了時間を下記の表により確認の上、注射を受けて下さい。)

【平成18年4月16日(日)】

	行政区	時 間	場 所
午前	幸 地	8:50～9:40	幸地公民館
	幸地ハイツ	9:50～10:30	幸地ハイツ入口
	坂 田	10:40～11:40	坂田自治会事務所
午後	徳佐田	1:00～1:30	徳佐田公民館
	上 原	1:40～2:30	上原高台公園
	棚 原	2:50～3:40	棚原児童公園
	西原台団地	3:50～4:20	台団地公園

【平成18年4月30日(日)】

	行政区	時 間	場 所
午前	兼久・美咲	8:50～9:40	兼久公民館
	与那城	9:50～10:40	JA与那城出張所
	我 謝	10:50～11:40	我謝公園
午後	西原ハイツ	1:00～1:40	西原ハイツ自治会事務所
	安室・桃原	1:50～2:20	安室公民館
	池 田	2:30～3:00	池田ハイツ集会所
	小波津団地	3:10～3:40	自治会ふれあいセンター
	小波津	3:50～4:20	小波津集落センター

〔協力願い〕注射会場へは、糞の後始末ができるものを持参し、飼い主が責任を持って処理してください。

お問い合わせ先：健康衛生課 ☎945-5013 FAX944-6551



【平成18年4月23日(日)】

	行政区	時 間	場 所
午前	翁 長	8:50～9:40	翁長公民館
	呉 屋	9:50～10:20	自治会コミュニティーセンター
	津花波	10:30～11:00	津花波公民館
午後	小橋川	11:10～11:40	小橋川公民館
	内 間	1:00～1:20	内間児童公園
	掛保久	1:30～2:10	掛保久公民館
後	嘉手苺・小那覇	2:20～3:30	小那覇公民館
	平 園	3:40～4:20	平園ハイツ公園

料 金

- ・ 予防注射 3,000円
- ・ 登 録 3,000円

※登録している方は、予防注射のみの料金となります。

※おつりのないようにご協力お願いします。
※必ず犬を押さえられる人とお越し下さい。
※各行政区とも、時間厳守をお願いします。
※注射会場へは、ハガキをご持参ください。

合併処理浄化槽設置整備事業補助制度

本町では、原則として下水道整備区域外の地域は、合併処理浄化槽での生活排水対策を推進しています。

合併処理浄化槽とは？

合併処理浄化槽とは、トイレの汚水と生活排水を併せて処理する浄化槽のことです。
これに対し、トイレの汚水だけを処理する浄化槽が単独浄化槽と呼ばれ、一般に普及しているものです。単独浄化槽では、生活排水は未処理のまま河川へたれ流されてしまいます。

平成13年4月からは、浄化槽の設置の際には原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独浄化槽については合併処理浄化槽への転換に努めることとする改正浄化槽法が施行されました。

設置する方への補助制度

本町では、合併処理浄化槽を設置する方へ一定額の補助を行っています。

- ※ 原則として下水道整備区域外に設置する方に限る。
- ※ 平成18年度は 5人槽3基
7人槽5基
10人槽2基です。
- ※ 対象者は受付先着順となります。

補 助 金 額	
人槽区分	補助金
5人槽	354,000円
7人槽	411,000円
10人槽	519,000円

連絡先：健康衛生課 ☎945-5013 FAX944-6551

障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給

平成18年4月より障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給が可能になります。

どのような制度なのか？

・これまで、障害基礎年金の受給権者は、老齢又は死亡を支給事由とする厚生年金給付との併給はできないことになっていましたが、平成18年4月（年金額の改定は5月分）から受給権者からの申し出により、障害基礎年金と老齢又は死亡を支給事由とする厚生年金給付との併給が可能となります。

新たに併給が可能となる年金は？

・これまでは①のみでしたが、平成18年4月からは②・③の組合せも選択できます。

(従来) (H18.4月～)【代表的な組合せ】

①	①	②	③
障害厚生年金	障害厚生年金	老齢厚生年金	遺族厚生年金
障害基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金

※下表の○印部分

新たに併給可能となる年金は、下記の表の○の組み合わせになります。

		老齢厚生年金 (退職共済年金)	障害厚生年金	遺族厚生年金 (遺族共済年金)
障害基礎年金	パターン1	◎	×	×
	パターン2	×	○	×
	パターン3	×	×	◎
	パターン4	◎ (1/2)	×	◎ (2/3) ※
旧国民年金法 障害年金	パターン5	◎	×	×
	パターン6	×	×	◎
	パターン7	◎ (1/2)	×	◎ (2/3) ※

※配偶者に対する遺族厚生年金の場合

対象となる方は？

障害基礎年金と、老齢又は死亡を支給事由とする厚生年金給付の受給権を有しており、65歳以上の方が対象となります。

いつから申出が可能か？

平成18年4月1日より申し出可能となります。

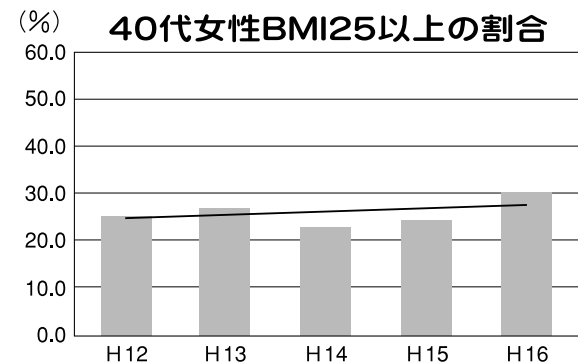
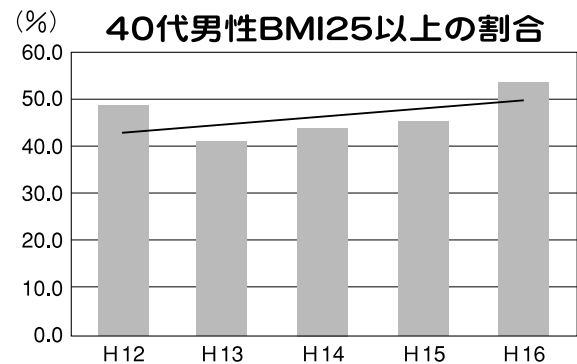
改正前に受給権が発生している場合は？

65歳以上であれば平成18年4月1日以降適用されます。老齢厚生年金の受給を開始した後に障害基礎年金の受給権が発生した場合も、65歳到達時より併給は可能です。

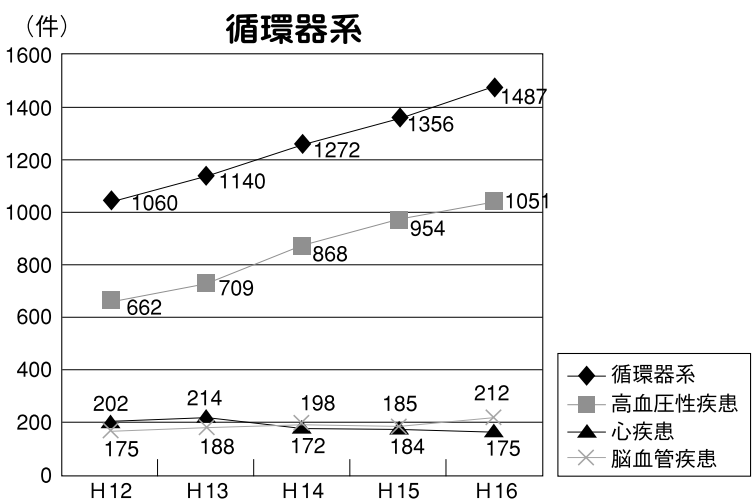
お問い合わせ先 浦添社会保険事務所 年金給付課 ☎877-0733 FAX878-6949

健康なまちづくり！人づくり！

沖縄は肥満王国！と言われ、連日新聞やニュースで騒がれていますが、本町についてはどうでしょうか？
 今回は本町の、働き盛りの40代の男女の肥満者のデータについて紹介したいと思います。



上記の通り、本町の住民の方々も年々肥満者の増加が見られます。また、医療受診件数で見ると右のようになっており循環器疾患（高血圧等）の伸び率が問題となっております。



≪肥満を予防するには、≫

- ①適正体重を保つ（BMI 18.5～25未満）
（1日1回体重計にのるようにし、記録をつけましょう）
- ②食べ過ぎに注意し、バランスを考えながら食べましょう！
- ③運動を生活に取り入れ、活動的な生活を送りましょう。
- ④ストレスがたまらないような生活をこころがけましょう！

以上のような生活をこころがけながら、年に1回自分のからだを知る機会として、人間ドックや、住民健診を受診しその後は、是非自分の生活を振り返る機会としましょう。

町では、健診後のアドバイスとして、電話や訪問による相談もしておりますので、是非活用してください。

問い合わせ 健康衛生課 電話945-5013 FAX946-6551

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
4/10	月	BCG	3ヶ月～6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30～16:30
4/10	月	心の病を支える家族の会	心の病回復者の家族	中央公民館	和室	14:00～
4/12	水	人間ドック受付	30歳以上の町民	中央公民館	ホール	09:00～11:30
4/12	水	ベビースクールⅠ	H17.10.15～H17.12.12	中央公民館	調理室・和室	13:30～
4/13	木	デイケア（三味線教室）	心の病回復者	社会福祉センター	休養室	14:00～
4/13	木	3歳児健診	H14.12.2～H15.1.12	中央公民館	ホール・和室	13:30～14:15
4/19	水	デイケア	心の病回復者	健康衛生課集合		09:00～
4/19	水	ベビースクールⅡ	H17.10.15～H17.12.12	社会福祉センター	大広間	13:30～
4/20	木	1歳半健診	H16.9.16～H16.10.19	中央公民館	ホール・控室	13:30～14:15
4/26	水	ベビースクールⅢ	H17.10.15～H17.12.12	坂田児童館	プレイルーム	10:00～
4/27	木	デイケア（三味線教室）	心の病回復者	社会福祉センター	休養室	14:00～
5/8	月	心の病を支える家族の会	心の病回復者の家族	中央公民館	和室	14:00～
5/11	木	デイケア（三味線教室）	心の病回復者	社会福祉センター	休養室	14:00～
5/11	木	3歳児健診	H15.1.13～H15.2.10	中央公民館	ホール・和室	13:30～14:15

お問い合わせ 健康衛生課 TEL 945-5013 FAX 944-6551



人間ドック受診者受付のお知らせ



健康衛生課では、平成18年度人間ドック受診者の受付を下記のとおり行いますので皆さんのご利用をお待ちしております。

対象者 職場・学校等で健診機会のない**30歳以上**の町民

募集人数 820人

受付期間 平成18年4月12日（水）午前9時から
 4月19日（水）午後5時15分まで

※人数に達し次第、締め切ります。

※締め切り後、キャンセル待ちを受け付けます。

受付場所 4月12日**午前中のみ**西原町中央公民館（大ホール）

4月12日**午後以降**は、役場健康衛生課窓口で受付いたします。

受付方法 直接窓口で受け付けます。受診票を発行するため、電話受付は致しません。

※代理人による受付も出来ませんが、受診希望者の住所・氏名・生年月日・電話番号の記入が必要です。

受診期間 平成18年5月中旬～9月末日まで

※受け付け後、各自で受診を希望する下記の医療機関に予約をした上、受診して下さい。

医療機関 ハートライフ病院 （電話 **870-3730**）

アドベンチストメディカルセンター （電話 **946-2844**）

与那原中央病院 （電話 **945-8101**）

浦添総合病院 （電話 **876-8582**）

沖縄県総合保健協会 （電話 **889-6792**）

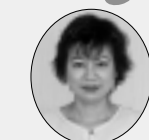
自己負担 11,500円



お問い合わせ：西原町役場 健康衛生課 ☎945-5013

アパートを借りる際のチェックポイント

玉那覇相談員の
**ワンポイント
 アドバイス**



玉那覇良江さん

四月、羽ばたけ「新社会人」がんばれフレッシュヤーズと心躍るうたい文句が紙面を飾る。親の借り物で済ませていた車ともおさらば、マイカー取得に念願のアパート一人住まい等々と、さあ契約社会への突入だ。

ありがたいことに？手持ちの金は無くとも商品を手に入れた便利なクレジット。しかし将来に向かって払っていかるとの確約があつてのものだけが「借金」に変わりは無い。欲しい物が一つ、二つと重複すると当然の月々の支払いが厳しくなる。当たり前のことがひとたびマヒした金銭感覚は業者の甘い誘いを振り払う力を失わせて行く。「そうなるまいぞ」と心して新社会人のスタートを切って欲しい。

事例 相談者二〇代（男性）

今決めてと急がされている。
事例 相談者二〇代（女性）
 三年間住んだアパートを先月退居した。敷金返還を要求したら逆にハウスクリーニング等で不足分を請求された。
事例 相談者四〇代（女性）
 新築間もないアパートに十二年間居住し、念願のマイホーム取得で退居。修繕の見積りが出されたが高額。十二年間の間には、三人の子供もでき、居室内にそれなりの損耗も生じていると思うが修繕費用の全てを借主が負担することに疑問。

賃貸借契約におけるトラブルは入居時と退居時がほとんど。これらは入居時にしっかりチェックすれば退居時の原状回復に要する費用負担の責任の所在がハッキリする。
 ◎物件は必ず室内を見て、壁、フローリングの傷等まで確認。（写真を撮る）

◎退居時の原状回復義務に自然損耗分は含まれない。（減価償却費として賃料に含み、ちなみに壁、カーペットの償却年数は六年以降残存価値一〇％となる）即決、即答は契約には禁物。悪質業者程その場でサインを求めてきます。慎重に検討する姿勢を若い時から養って欲しいものです。頑張れ「新社会人」。

おならぶにーぶる

町さわふじプラン地域推進委員会の委員公募について

第二次西原町男女共同参画計画の効果的な推進を図るために、広く町民の協力を求め、かつ、意見・情報交換を行い、地域推進体制づくりを促進するため「地域推進委員会」の委員の一部を公募します。女性問題に関心のある方を希望します。

【募集人員】

若干名

【応募資格】

西原町に住所を有する者及び職場又は活動拠点を町内に有する者

【任期】

2年

【応募方法】

所定の応募用紙に記入の上、企画財政課に提出して下さい。

※応募用紙は企画財政課にて配布します。

※応募多数の場合は書類選考します。

【応募締切】

平成18年4月17日（月）

【決定通知】

厳選なる審査の上、本人に通知します。

【連絡先】

西原町役場 企画政策課
☎945・4533（内線219 担当・与儀）
FAX946・6086

就学援助希望者募集

本町では就学援助事業を行っています。

この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。

この援助の対象は、生活保護受給世帯の「要保護世帯者」と、これに準ずる程度に生活が困窮していると町教育委員会が認定した世帯の「準要保護世帯者」です。

就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出て下さい。

1 対象者

町内に住所を有し、同一世帯にて児童生徒を養育している保護者
(1)生活保護を受けている者
要保護として認定します
(2)生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮していると町教育委員会が認定した者（準要保護として認定します）

2 援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等
※但し、要保護（生活保護世帯）として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。

3 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領にて学校に申請して下さい。

【提出書類】

①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書（学校で配布）
②住民票謄本（続柄の記載されているもの） 一部

③課税証明書（同一世帯者で18歳以上の者全員）
④その他（家賃証明書・児童扶養手当証書の写し等）

※①②については、同居者のある場合、その方の書類も必要になります。

【受付期間】

平成18年4月17日（月）～5月15日（月）

※追加申請（町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る）については1月末日まで。

※その他の者が、受付期間を過ぎた場合、認定要件を満たしていても受け付けませんのでご注意ください。

【提出先】

就学先の小・中学校
◇問い合わせ先◇
各小・中学校または教育委員会学校教育課
☎945・5039（内線513）
FAX945・6770



緑の募金の協力願ひ

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金により森林整備等の推進に関する法律」に基づき、国民各層に対し募金を働きかけることにより、森林整備に関する意識醸成を図ると共に、得られた資金により森林整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的に展開されています。みなさんのご協力をお願いします。

【募金期間】

平成18年2月1日～4月30日

【募金地域】

沖縄県全域

【募金の方法】

家庭募金、職場募金、企業募金
【問合せ先】
産業課 ☎945・4540
FAX945・4580

選挙管理委員会からのお知らせ

平成18年度は町議会議員と沖縄県知事は任期満了に伴い選挙が予定されています。

選挙人名簿に登録されていないと、投票することができませんので、注意しましょう。

登録には3月、6月、9月、12月の年4回の定時登録と、選

挙の公・告示日前日に行われる選挙時登録があります。

選挙の際には、選挙時登録基準日（選挙の公・告示日前日）

現在で、引き続き3カ月以上その市町村の住民基本台帳に記録されていないと投票することはできません。

転出前の市町村で選挙人名簿登録されていた方は、選挙期日時点において、転出した日から4カ月を過ぎていなければ、転出先の市町村で登録されない限り、原則として転出前の市町村で投票することができます。

ただし、町長、町議選挙時は町外に、県知事、県議選挙時は県外に転出すると、選挙資格を失います。

【問い合わせ】

町選挙管理委員会事務局
☎945・5011
FAX946・6086

西原町通園事業「あゆみ」に遊びに来ませんか！

「あゆみ」は障害を持つお子さんや成長・発達に心配のあるお子さんが親子で一緒に遊び、遊びの中で基本的な生活指導を受けたり、生活リズムを整えていくための援助をしています。

いろいろな遊びを通して五感への働きかけや子ども自身の楽しい経験を積み重ねていく中で、

沖縄キリスト教学院 2006年度前期公開講座

- ◆カウセリング入門（全8回）
4月21日～6月30日 毎週金曜 講師Ⅱ渡久地政順
- ◆アラビア語入門（全10回）
4月21日～7月14日 毎週金曜 講師Ⅱ島袋忠雄、イbrahim エルサムニ
- ◆ハングル初級（全10回）
4月17日～6月26日 毎週月曜 講師Ⅱ金永秀
- ◆メディアの発達とコミュニケーション技術（全10回）
4月18日～6月27日 毎週火曜 講師Ⅱ山川あつ子
- ◆沖縄の長寿と健康-okinawan longevity and wellness（全10回）
4月17日～6月26日 毎週月曜 講師Ⅱ糸数デビット、Lyle E.Allison
- ◆沖縄メロデーによる言葉遊び（全10回）
4月18日～6月27日 毎週火曜 講師ⅡSamuel Andrew Meyerhoff
- ◆初級スペイン語会話（全10回）
4月21日～7月14日 毎週金曜 講師Ⅱ又吉 パトリシア
- ◆新約聖書ギリシャ語Ⅰ（全15回）
4月17日～8月7日 毎週月曜 講師Ⅱ神山繁實
- ◆朗読ワークショップ（全10回）
4月17日～6月26日 毎週月曜 講師Ⅱ上原明子
- 【受付期間】
3月20日（月）～4月14日（金）

町内相談機関

総合相談 ●日常生活のあらゆる相談

時間／午前10時～午後5時（午後12時～午後1時は昼休み）
月／一般・専門相談（消費者生活・法律）玉那覇良江
水／一般相談 岸本ヨシ子
木／一般・専門相談（消費者生活・法律）玉那覇良江
金／一般・専門相談（児童福祉・家庭問題）岸本ヨシ子
※火曜日は当面休みです。
問合せ／西原町社会福祉センター内
総合相談所 ☎835-8822
月・木は電話予約要（945-3651）

教育相談 ●不登校生徒及び保護者への支援、助言

月～金 午前8時30分～午後5時15分（午後12時～午後1時は昼休み）
教育委員会内相談室
問合せ／944-3603（内線510）
相談員／末吉良治、浦添道子、玉城藤子

行政相談 ●行政に対しての苦情や要望

随時 設置場所／自宅・毎月第4火曜日は西原町役場企画政策課（10時～12時・13時から～16時）相談員／945-6775（城間恒子）945-4533（西原町企画政策課）

窓口相談 ●何でも相談

第1・第3火曜日（祝祭日の場合、翌週）
午前10時～午後5時15分 企画政策課（午後12時～1時昼休み）問合せ／945-4533相談員／玉那覇良江

人権相談 ●人権に関する悩み

随時 相談員／外間政弘・下地郁子 玉那覇良江
問合せ／945-5011（総務課）

身体障害者相談 ●申請手続き、有料道路料金の割引

随時 町役場福祉課 問合せ／945-5311
相談員／946-2617（奥原陽子）
相談員／945-1747（玉那覇俊雄）

知的障害者相談 ●家庭における養育、生活等

随時 相談員／946-4411（安谷屋千恵子）

精神障害相談 ●精神的な悩み

月～金午前9時～午後5時 城間医院問合せ／945-4551 医師／城間政州

在宅介護支援センター ●在宅介護の相談

24時間体制 特別養護老人ホーム守礼の里
問合せ／945-0023 相談員（島袋・糸数）

比嘉春潮顕彰碑建立へのご協力の呼びかけ

沖縄の歴史や文化の研究に大きな足跡を残した比嘉春潮（本町字翁長出身・昭和五十二年没）の功績を称える顕彰碑の建立事業をすすめている同碑建立期成会（呉屋秀信会長）では、同事業への町民への協力を呼びかけています。

顕彰碑を町立図書館前に建立する他、講演会、資料展の開催、記念誌の発行が計画されています。同事業への町民のみならずのご協力をお願いします。

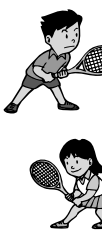
【募金等の問い合わせ】
比嘉春潮顕彰碑建立期成会（町文化協会内）
☎946・6685

グラウンドテニス参加者募集！

毎週月曜日の午後2時から4時までの間、町民体育館でグラウンドテニスを練習しています。興味のある方は、ぜひお気軽に遊びに来て下さい。

【連絡先】

☎070・5813・6677
稲福



【受講料】
西原在住・勤務、又は学生の方は
3200円、般は6200円
【時間】
午後7時～8時半（※カウンセリ
ング入門のみ9時まで）
【問い合わせ・受付】
沖縄キリスト教学院大学
☎946・1240
FAX946・1241
詳細はホームページ
http://www.ocjc.ac.jp/

「はたらコール」 15期訓練生募集

【内容】コールセンターに必要な
コミュニケーション、PC研修、レジ
ネスマナー及び実務訓練
【対象者】県内に在住する民間
コールセンターへの就職を目指
している求職者
【訓練期間】5月8日（月）～7
月31日（月）3ヶ月間
【訓練奨励金】訓練手当 日額
5000円支給（但し、10日間の
基礎研修期間は支給対象外）
【募集期間】4月17日（月）～4
月24日（月）17時まで
【場所】那覇市小禄沖縄産業支
援センター 3F
【申込先】（財）雇用開発推進機
構内「はたらコール」管理事務所
☎859・5388
※なお訓練生については毎月30
名を募集します。（募集につい
ては、毎月中旬新聞等にて掲載）

町立図書館

町史だより

西原のいさばとそら①

琉球方言ミニ知識

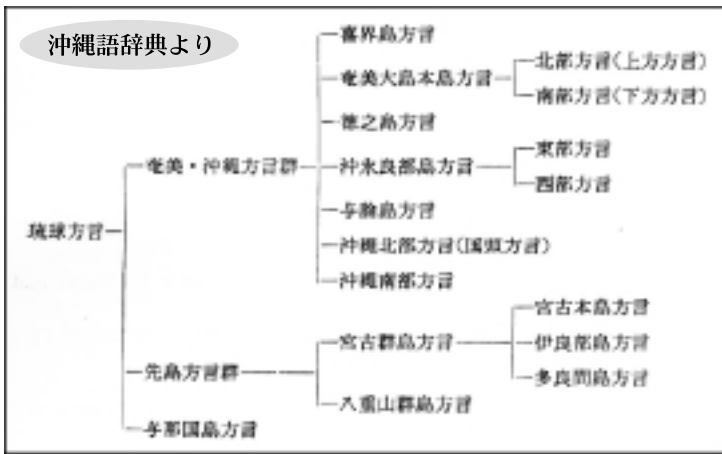
沖縄では、三月から四月の間をうり
ずん（古語・農作物の植え付けにほど
よい雨がふる季節）といいます。これか
らだんだんと暖かくなり、緑が鮮やか
に映える若夏がやってきます。

さて、昨年度は各字でおこなわれる
年中行事を紹介しました。今年度の「町
史だより」は、年中行事の報告を継続
しつつ、人々が会話に使う「ことば」特
に「方言」を取り上げてみたいと思います。

町史係では、平成八年度から『西原
町史』第九巻 資料編八「言語編」の編



安室での方言調査の様子(2002.6.12)



愛の贈り物 人材育成会へ



新栄設備工業(株)様



丸正印刷(株)様

字小那覇1215番地
丸正印刷(株)（代表取締役社長・
与那覇正俊様から百万円

第5回「梅の香り」うた遊び 大会参加者募集

日時	平成18年4月29日（土） 午後6時開演
場所	小那覇児童公園特設会場 （雨天時は町中央公民館大ホール） 「梅の香り」歌碑建立記念事業委員会・ 小那覇自治会
主催	年齢、性別、国籍問わず（ペア可）
出場資格	住所、氏名、年齢、性別、連絡先、 応募動機を記入の上、小那覇公民館 あてに提出（郵送、FAX可）。出場 者は15組までとし、応募多数の場合は 選考の上、出場者に連絡します。
応募方法	平成18年4月18日（火） 〒903-0103 西原町字小那覇397番地 小那覇公民館 ☎（FAX 兼）946・0748
応募締切	
提出先	

前納報奨金制度の廃止のお知らせ

日頃、町税の納付におきましてご協力いただきありがとうございます。
さて、平成18年度より町税の前納報奨金制度が廃止されます。この制度は戦後、納税意識の高揚と滞納防止、税収の早期確保を目的に創設されたものです。
当時に比べると現在の社会・経済情勢も大きく変化し、当初の役割はほぼ終わったものとされ、一方で多額の報奨金を交付し続けることは、限られた税収では困難な状況にあります。また、全国的に他の自治体においても、廃止もしくは廃止予定の自治体が増えつつあります。
制度の廃止につきましては、何卒ご理解のうえ今後も納期限内納付になお一層のご協力をお願いいたします。

なお、1年分の町税を一括して納付ができる「全期前納」および「各期毎納付」については、従来どおり行えます。また、納め忘れを防ぐ意味でも口座振替での納付をお勧めします。それから、平成18年度は固定資産税の評価替の年となっており、第1期納期限は5月31日となりますのでご注意ください。

前納報奨金制度とは… 固定資産税・町県民税を第1期の納期限までに全額納付すると西原町から報奨金（税目、税額により違います。）を交付する制度。

お問い合わせ：西原町役場 税務課 ☎945・4729 FAX946・6086

楽や観光、町おこしなど各分野で広く活用されています。
西原町のインターネットホームページ「にしはらを知ろう」では町内各字の動植物名の方言を実際に聞くことができます。ぜひ、一度ホームページにアクセスしてみてください。各字の方言を聞き比べることができますよ。
※琉球語・沖縄語・沖縄方言などとも呼ばれています

参考文献

『沖縄語辞典』国立国語研究所編
『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社編
『ひとことウチナーグチ』沖縄文化社編

お知らせ

『西原町史』販売について
これまで西原町立図書館で販売していた『西原町史』は、教育委員会生涯学習課（役場第2庁舎）でもおとめになります。

第120号 平成18年4月1日

生涯学習だより

西原町教育委員会
生涯学習課
TEL 098-945-5036
FAX 098-945-6770



学級・講座案内

学級・講座名	内 容	対 象	期 間	時間・場所	定員	申込期間	備 考・連絡先
子どもコーラス教室	合唱を通して仲間づくりを図る	町在住児童小4～6年	5月中旬～11月(15回)	公民館へ問い合わせ	30名	公民館へ問い合わせ	西原町中央公民館 945-3657
子ども民謡教室	郷土芸能の民謡に親しむ	町在住児童小1～3年	5月中旬～11月(15回)	公民館へ問い合わせ	30名	公民館へ問い合わせ	
子ども英会話教室	英語を楽しみながら学ぶ	町在住児童小1～3年	5月中旬～12月(20回)	公民館へ問い合わせ	20名	公民館へ問い合わせ	
東部消防本部主催事業 普通救命講習会		高校生以上	4月8日(土)	09:30～12:00	50名(要確認)	要申込	東部消防本部 警防課 946-9999

プログラムの詳細については、各連絡先にお問い合わせ下さい。

琉歌碑めぐりで抒情詩の旅を満喫

沖縄本島南部



2月19日(日)に西原町教育委員会主催の琉歌碑めぐりが開催され、本島南部にある琉歌碑や句碑等を周りました。
講師の垣花武信氏のわかりやすい説明とその碑にまつわるエピソード等を聞くことができ、参加者のみなさんは講師の話に熱心に耳を傾けながらメモを取っていました。
郷土の文学や文化に対する理解を深めるため今後も継続していきます。町民の多くのご参加をお待ちしております。

【問い合わせ】
生涯学習課文化財係 945-5036 (内線504)

(写真大は那覇市小嶺にある美空ひばり歌碑) (写真小は組踊「手水の縁」の歌碑(豊見城市瀬長島在))

「世界遺産と史跡巡り」は身近な文化財の再発見!! ～本島南部のグスク等を探索～

西原町教育委員会生涯学習課では、3月19日(日)に世界遺産と史跡巡りが開催され、本島南部にあるグスクや御嶽等を周りました。

講師の當眞嗣一氏による発掘調査に携わった当時のことや裏話等、普段聞くことができないお話に参加者のみなさんは聞き入っていました。

文化財保護思想の普及のため、ますます充実した内容で企画実施していきます。県民共有の財産である沖縄の文化財を再発見し、世界遺産としての琉球王国の文化遺産に誇りを持ちましょう。

事業に関する問い合わせ：945-5036 (内線504) 文化財係



(写真上下は糸数城跡【南城市玉城在】)

☆☆家庭の愛情と地域の優しい眼差しが青少年を育む!!☆☆

善行青少年及びスポーツ・文化活動優良者を表彰!!

西原町青少年健全育成協議会(会長 新垣正祐西原町長)では平成17年度の善行青少年及びスポーツ・文化活動優良者表彰式が2月24日(金)、西原町役場で行われ善行青少年14名、スポーツ活動優良者14名、スポーツ活動優良団体3団体、文化活動優良者4名の32個人及び3団体が表彰されました。

表彰された氏名、団体名は以下のとおり。



(写真は表彰された児童生徒のみなさん)

(平成17年度善行青少年及びスポーツ・文化活動優良者被表彰者氏名)

※善行青少年

氏 名	学校・学年
川満 優菜	坂田小5年
宮城 健太	〃 5年
仲本 倫	西原小5年
屋比久 咲	西原東小6年
與儀 竜太郎	〃 6年
河野 拓	〃 6年
島袋 江利奈	〃 6年
新川 沙世	〃 6年
小波津 優樹	西原南小6年
我那覇 和樹	〃 6年
前里 一花	〃 6年
呉屋 星伍	〃 6年
大城 まりな	〃 6年
呉屋 紫乃	〃 6年

※スポーツ活動優良者

氏 名	学校・学年
玉城 孝太	坂田小6年
玉城 龍星	〃 3年
亀谷 彩花	西原小6年
仲間 春香	〃 6年
富村 彩乃	〃 6年
玉城 宏野	〃 6年
松山 一幸	西原中2年
佐久田 俊行	〃 2年
平安 孔人	〃 1年
花城 清喬	西原東中1年
小波津 美樹	〃 1年
上原 仁維斗	西原小5年
古我知 佑介	西原中2年
新垣 美保	西原高3年

※文化活動優良者

氏 名	学校・学年
石川 達也	西原中3年
石川 絢子	〃 1年
比嘉 美奈子	〃 1年
平良 林子	西原東中3年

※スポーツ活動優良団体

西原高等学校男子バレーボール部
〃 女子バレーボール部
〃 なぎなた部

子ども放送局 4月, 5月前半の番組案内 放送場所:西原町中央公民館視聴覚室(11:00～12:00)			
4月8日(土)	4月15日(土)	4月22日(土)	5月6日(土)
夢スタジオ:思いやりの気持ちを忘れない ～医師・写真家 山本敏晴さん～	VTR番組	チャレンジ教室 止まれ! 手力の威力	子ども放送局ニュース にじいろ玉手箱

催し物案内	事業名	日時	場所	連絡先
催し物案内	各区対抗野球大会	4/23(日)、4/30(日)、5/6(土)	西原東中、西原南小グラウンドほか	西原町民体育館(中頭体協) 945-8095
	※4/5(水)町体協役員会	※4/12(水)町体協評議委員会	※4/20(木)中頭郡体協評議委員会	※4/27(木)中頭郡体協評議委員会
	おえかき会	4月21日(金) 14:00～17:00	坂田児童館	坂田児童館
	囲碁教室(囲碁の先生が指導)	毎週金曜日15:30～16:30	〃(要申込)	944-6308 東江
	トランポリン	4月8日(土) 14:00～15:00	西原児童館	西原児童館 945-4393 新川
	チャレンジ会	4月15日(土) 15:00～17:00	〃	
	ホッピング記録会	4月22日(土) 14:00～15:00	〃	
	こいのぼり掲揚式	4月27日(木) 10:30～11:00	〃	西原東児童館 944-0976 平良
	マミーキッズ開始	4月14日(金) 10:30～12:00	西原東児童館	
	リトミック	4月21日(金) 10:45～12:00	〃	
	トランポリン	4月28日(金) 10:30～16:00	〃	グルッポムジチーニ事務局 048-475-1697
	グルッポ・ムジチーニ沖縄ツアー2006 (第2夜)オペラ「フィガロの結婚」抜粋	4月2日(日) 14:00開場15:00開演	南城市文化センターシュガーホール 3,500円(当日4,000円)	
	第15回糸数ひとみ門下生による ピアノソロアンサンブルの夕べ	4月15日(土) 18:30開場19:00開演	南城市文化センターシュガーホール 1,000円	
	屋比久潤子ヴァイオリン・リサイタル	4月29日(土) 18:30開場19:00開演	南城市文化センターシュガーホール 一般2,000円、学生1,200円	

○JICAボランティア平成18年度春募集 募集期間:2006/4/1(土)～5/10(水)○
お問合せ先:沖縄国際センター(JICA沖縄) TEL876-6000 FAX 876-6014